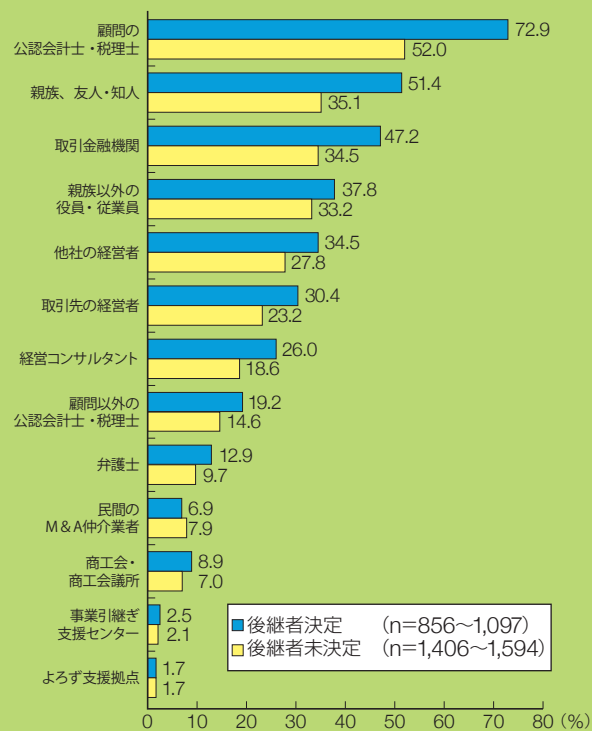


全国約 80,000 人の税理士が 中小企業の事業承継を支援します

中小企業庁委託の調査によると、事業の承継に関する過去の相談相手として、後継者決定企業においては約70%、後継者未定企業においても約50%が顧問の税理士等を相談相手として選んでいます。

日常的に会社に寄り添い、経営状況を熟知している税理士だからこそ、中小企業の事業承継を支援することができます。

事業の承継に関する過去の相談相手



参考資料：中小企業庁委託「企業経営の継続に関するアンケート調査」(2016年11月、(株)東京商工リサーチ)

- (注) 1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。
2. ここでいう「経営コンサルタント」とは、中小企業診断士、司法書士、行政書士を含む。
3. それぞれの項目について、「相談して参考になった」、「相談したが参考にならなかった」と回答した者を集計している。

税理士会連絡先一覧

北海道税理士会	〒064-8639 北海道札幌市中央区北3条西20-2-28 北海道税理士会館3階 TEL.011-621-7101 http://www.do-zeirishikai.or.jp
東北税理士会	〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺1-7-41 TEL.022-293-0503 https://www.tohokuzeirishikai.or.jp
関東信越税理士会	〒330-0842 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-7 TEL.048-643-1661 https://www.kzei.or.jp
千葉県税理士会	〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館3階 TEL.043-243-1201 https://www.chibazei.or.jp
東京税理士会	〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館 TEL.03-3356-4461 https://www.tokyozeirishikai.or.jp
東京地方税理士会	〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階 TEL.045-243-0511 https://www.tochizei.or.jp
北陸税理士会	〒920-0022 石川県金沢市北安江3-4-6 TEL.076-223-1841 https://www.hokurikuzei.or.jp
東海税理士会	〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階 TEL.052-581-7508 https://www.tokaizei.or.jp
名古屋税理士会	〒464-0841 愛知県名古屋市中千種区覚王山通8-14 税理士会ビル4階 TEL.052-752-7711 https://www.meizei.or.jp
近畿税理士会	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1-5-4 TEL.06-6941-6886 https://www.kinzei.or.jp
中国税理士会	〒730-0036 広島県広島市中区袋町4-15 TEL.082-246-0088 http://www.chuzei.or.jp
四国税理士会	〒760-0017 香川県高松市番町2-7-12 TEL.087-823-2515 https://www.shikoku-zei.or.jp
九州北部税理士会	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1-13-21 九州北部税理士会館3階 TEL.092-473-8761 https://www.kyuhokuzei.or.jp
南九州税理士会	〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5-17-5 TEL.096-372-1151 https://www.mkzei.or.jp
沖縄税理士会	〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター7階 TEL.098-859-6225 http://www.okzei.or.jp

日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階
TEL. 03-5435-0931 <https://www.nichizeiren.or.jp>

事業承継のこと、税理士に
聞いてみてください。税理士に
税理士が親身になって相談に応じます。

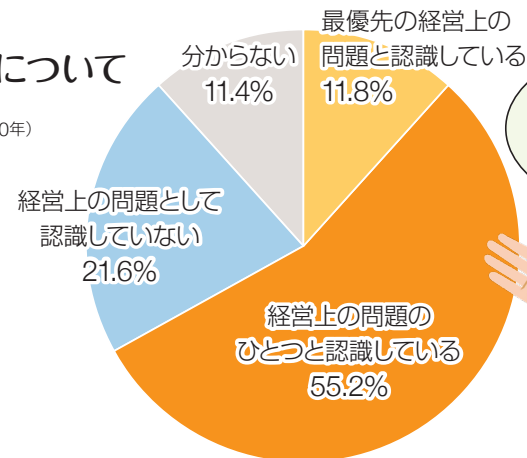


どんな些細なことでも構いません。まずは税理士にご相談ください。

事業承継について お悩みの 経営者の皆様へ

事業承継への考え方について

グラフ：【出典】帝国データバンク
事業承継に関する企業の意識調査(2020年)
(加工)



事業承継は経営上の大きな
問題となっています。
まずは、税理士に相談を。



「会社の将来」について 考えていますか？

- ▶ 「何から始めたらよいかわからない」
- ▶ 「経営の引継ぎ時期を決めていない」

「税金」のことで 悩んでいますか？

- ▶ 「相続税や贈与税の負担が気になる」
- ▶ 「自社の株価が高くて負担が大変だと思う」

「後継者」のことで 悩んでいますか？

- ▶ 「子供に引き継ぐ意思がなく、引き継ぎ手がない」
- ▶ 「社内に後継者となる人材がない」

「経営」のことで 悩んでいますか？

- ▶ 「事業承継する前に自社の経営を見直したい」
- ▶ 「資金繰りや利益計画の作成をしたい」

「会社の将来」について 考えていますか？

経営・技術等のノウハウの継承や取引先との関係維持等、事業承継の準備には5年～10年程度を要すると言われてしています。税理士と10年後を見据えた事業計画を立ててみましょう。

「後継者」のことで 悩んでいますか？

後継者がいない場合には、「担い手探しナビ」というサイトにノンネームで企業情報を登録し、全国の税理士のネットワークを使って税理士の関与先企業同士でマッチングを図るほか、日本税理士会連合会が連携する日本政策金融公庫、事業承継・引継ぎ支援センター等のマッチングサービスを利用して引継ぎ先を探すこともできます。
まずは顧問税理士に相談してみてください。

「税金」のことで 悩んでいますか？

2018年度税制改正において事業承継税制が大きく改正され、10年間限定の特例措置が設けられました。
議決権株式の全てが猶予対象となり、猶予割合も100%に拡大、承継時の税負担はゼロとなります。また、納税猶予中の雇用要件も実質的に撤廃され、税務リスクが軽減されました。これには、2026年3月31日までに、都道府県に「特例承継計画」を提出する必要があります。税理士にお任せください。

「経営」のことで 悩んでいますか？

赤字経営が長期間続いたり、借入金が多くあると後継者は見つかりません。税理士が経営改善計画の作成を支援し、経営者をフォローアップします。